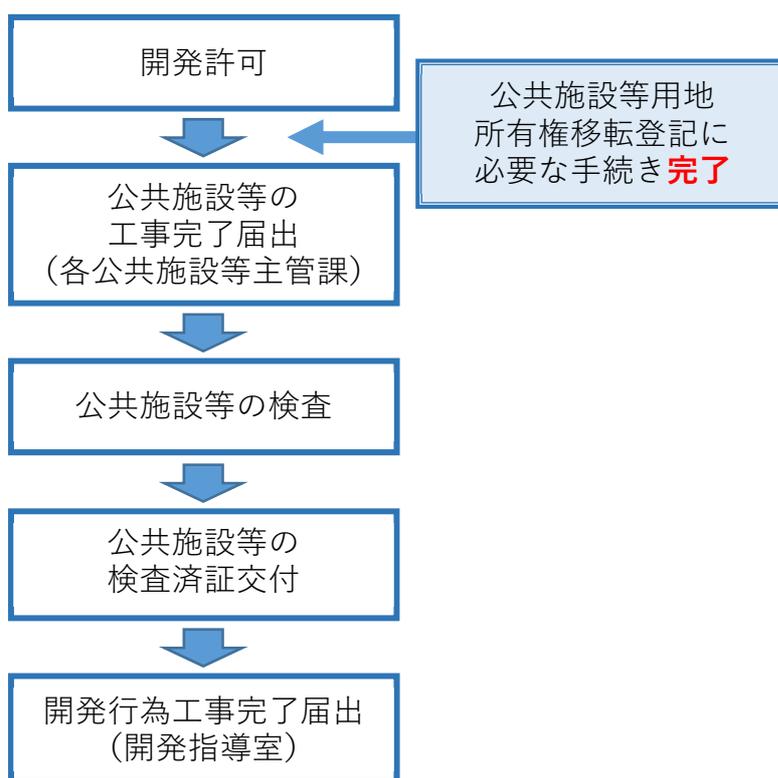


開発行為に伴う

公共施設等完了届出書の提出までに
土地の所有権移転登記に必要な手続き完了
が必要です

- 開発指導室に開発工事完了届出書を提出する際は、**公共施設等の検査済証の添付**が必要です。
- 公共施設等完了届出書を公共施設等の主管課に提出する際は、**事前に公共施設等の用に供する土地の所有権移転登記に必要な分合筆等の手続きを完了**しておく必要があります。
- 完了届出書の提出から検査までには日数を要する場合がございますので、早めに主管課にご相談ください。



○各公共施設等の主管課

- 道 路 …… 土木建築部土木管理課
- 公園及び緑地 …… 都市計画部公園緑地課
- 上 水 道 …… 上下水道局上下水道部水道整備課
- 下 水 道 …… 上下水道局上下水道部下水道施設管理課
- 清 掃 施 設 …… 環境部清掃業務課
- 消防水利施設 …… 消防局警防課 等